農地・農業用施設等の災害復旧事業とは？

（補助事業）

令和８年10月

農林水産省 農村振興局 防災課

Ⅰ　災害復旧事業を知りたい

➡ 1　農地・農業用施設災害復旧事業の概要　・・・・ 2
➡ 2　農地・農業用施設等の災害復旧の主な事業　・・・・ 3
➡ 3　農地・農業用施設災害復旧事業の要件　・・・・ 6
➡ 4　災害復旧事業の流れ　・・・・ 7

Ⅱ　早期に復旧に着手したい

➡ 5　査定前着工制度　・・・・ 8

Ⅲ　被害の規模が小さい災害を復旧したい

➡ 6　小規模災害への対応　・・・・ 9

Ⅳ　地方公共団体の財政負担の軽減を知りたい

➡ 7　補助率の嵩上げの仕組み　・・・・ 10
➡ 8　国の負担と地方公共団体の実質的な負担　・・・・ 11
➡ 9　地方財政措置　・・・・ 12
➡ 10　災害復旧事業査定設計委託費等補助金　・・・・ 14

Ⅴ　再度災害を防止したい

➡ 11　改良復旧の取組事例　・・・・ 15

Ⅵ　国のプッシュ型の技術支援を知りたい

➡ 12　MAFF-SATの派遣　・・・・ 17

1　農地・農業用施設災害復旧事業の概要

○　災害復旧事業は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の災害復旧

事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

補助率

国費率、補助率：50%、65%

※農家一戸当たりの事業費によって、
補助率の嵩上げ制度あり

	基本の補助率	災害復旧事業補助率増高	激甚災害指定補助率増高
農地	50%	約86%	約97%
農業用施設	65%	約96%	約99%

※　過去５か年平均　　※　過去５か年平均

事業イメージ

●農地の復旧例



●ため池の復旧例

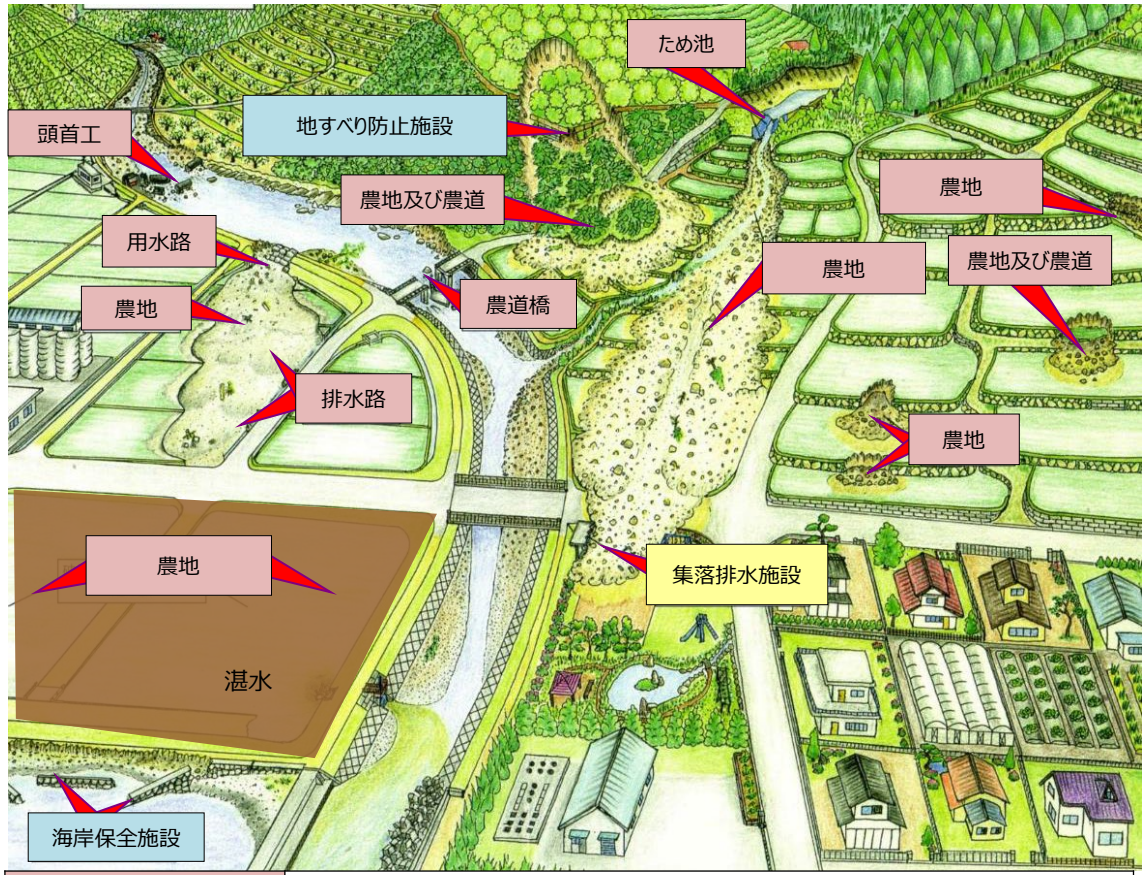


●水路の復旧例



2　農地・農業用施設関係の災害復旧の主な事業

○　被災した施設に応じて活用できる災害復旧事業を選択



農地	耕作の目的に供される土地　例：　水田、畑地、果樹園、茶畑等
農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設　例：　ため池、農道、頭首工、水路等
海岸保全施設	農地の保全に必要な海岸又はこれに接地する堤防、護岸、突堤等
地すべり防止施設	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等
農村生活環境施設	農村地域の生活環境を改善する目的で利用される施設 例：　集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設等

※農地以外は、受益戸数２戸以上の施設が対象

＜主な事業＞

■ 農地災害復旧事業
■ 農業用施設災害復旧事業


水　田


畑　地


茶　畑


果樹園


ため池


頭首工


農　道


水　路

■ 海岸保全施設災害復旧事業
■ 地すべり防止施設災害復旧事業


海岸保全施設


地すべり防止施設

■ 災害関連農村生活環境施設復旧事業



集落排水施設


農村公園施設


営農飲雑用水施設

農地・農業用施設関係の災害復旧の事業メニュー一覧（１／２）【補助事業】

農地

工事費が40万円未満の場合、➡ 6 小規模災害への対応（p.9）参照

事業名	事業区分	事業内容	国庫補助率	地方財政措置		
				激甚災害	充当率	算入率
農地災害復旧事業	災害復旧	農地の災害復旧	50% 暫定法※１に基づく嵩上げあり	嵩上げあり ※２	現年：90% 過年：80% ➡ 9 地方財政措置（p.12）参照	元利償還金の 95%
農地災害関連区画整備事業	災害関連	災害復旧事業と併せて行う隣接農地を含めた一体的な区画整理	50%	農業用施設は嵩上げあり※２	90%	地方負担額の 20%

※１　暫定法：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
※２　補助率の嵩上げは、被災翌年の１月末までに補助率の増高申請を行った場合

農業用施設

工事費が40万円未満の場合、➡ 6 小規模災害への対応（p.9）参照

事業名	事業区分	事業内容	国庫補助率	地方財政措置		
				激甚災害	充当率	算入率
農業用施設災害復旧事業	災害復旧	農業用施設の災害復旧	65% 暫定法※１に基づく嵩上げあり	嵩上げあり ※２	現年：90% 過年：80% ➡ 9 地方財政措置（p.12）参照	元利償還金の 95%
農業用施設災害関連事業	災害関連	災害復旧事業と併せて行う再度災害防止に係る残存施設等の補強	50%	嵩上げあり ※２	90%	地方負担額の 20%
ため池災害関連特別対策事業	災害関連	被災したため池と一連の地域にあるため池又は上流の土砂災害に関連して緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて行うため池の整備【激甚災害のみ】	－	50% 嵩上げあり ※２	90%	地方負担額の 20%

※１　暫定法：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
※２　補助率の嵩上げは、被災翌年の１月末までに補助率の増高申請を行った場合

農村生活環境施設

事業名	事業区分	事業内容	国庫補助率	地方財政措置		
				激甚災害	充当率	算入率
災害関連農村生活環境施設復旧事業	災害関連	農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設（農業農村整備事業で実施したものに限る。）の災害復旧	50%	80%※３	100%	50% (特別交付税)

※３　激甚災害による集落排水施設復旧事業費、その他の農村生活環境施設復旧事業費が甚大な市町村（6,000万円以上）に適用

農地・農業用施設関係の災害復旧の事業メニュー一覧（２／２）【補助事業】

海岸保全施設・地すべり防止施設

事業名	事業区分	事業内容	国庫補助率		地方財政措置	
				激甚災害	充当率	算入率
海岸保全施設災害復旧事業	災害復旧	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	2/3 負担法※４に基づく嵩上げあり	嵩上げあり ※２	現年：100% 過年：90%	元利償還金の95%
海岸保全施設災害関連事業	災害関連	海岸保全施設の災害復旧に併せて行う当該被災施設又は一連の施設の整備	50%	嵩上げあり ※２	90%	地方負担額の20%
地すべり防止施設災害復旧事業	災害復旧	地すべり防止区域内の地すべり防止施設の災害復旧	2/3 負担法に基づく嵩上げあり	嵩上げあり ※２	現年：100% 過年：90%	元利償還金の95%
地すべり防止施設災害関連事業	災害関連	地すべり防止施設の災害復旧に併せて行う当該被災施設又は一連の施設の整備	50%	嵩上げあり ※２	90%	地方負担額の20%
災害関連緊急地すべり対策事業	災害関連	地すべり防止区域内の緊急に実施が必要と認められる地すべり防止施設の災害復旧	50%	－	90%	地方負担額の50.6%

※２　補助率の嵩上げは、被災翌年の１月末までに補助率の増高申請を行った場合
※４　負担法：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

その他

事業名	事業内容	国庫補助率		地方財政措置	
			激甚災害	充当率	算入率
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が海岸保全施設の機能を阻害する場合に緊急的に実施する流木等の処理	50%	－	90%	地方負担額の20%
特殊地下壕対策事業	農地等の災害復旧事業に伴う場合又は農地等に対する危険度が増し放置しがたい場合に、特殊地下壕の埋戻し、防災処理等を実施	50%	－	－	80% (特別交付税)
湛水排除事業	激甚災害の指定を受けた区域において、土地改良区等が行う湛水排除 【激甚災害のみ】	－	90%	－	－
除塩事業	津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去	50%	90%	－	－

3　農地・農業用施設災害復旧事業の要件

○　異常な天然現象によって災害を被った農地・農業用施設のうち、１か所の復旧工事費が40万円以上のものが災害復旧事業の対象となります。

「異常な天然現象」＝災害復旧事業の対象となる災害原因

降雨:最大24時間雨量が80mm以上・時間雨量が20mm以上
洪水:警戒水位以上・低水位と堤防高の1/2以上
暴風:最大風速（10分間平均の最大値）15m/s以上
干害:連続干天日数（日雨量5mm未満）が20日以上
火山噴火の降灰:粒径1mm以下にあっては2cm以上、
粒径0.25mm以下にあっては5cm以上
高潮・津波:異常な高潮若しくは波浪で被災程度が比較的大
融雪、地すべり、地震、落雷、その他の異状な天然現象

対象となる条件

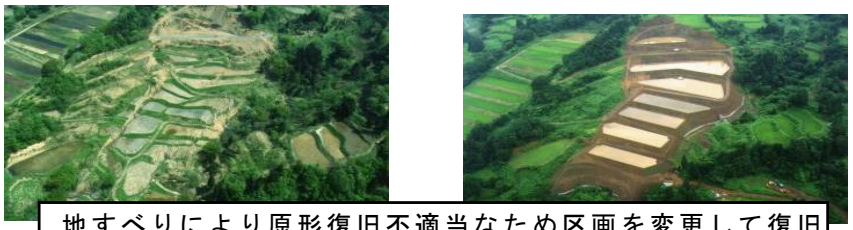
① １か所の工事費が40万円以上のもの
② １か所の工事費とは、同じ施設が被災した場合で、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているもの
③ 被災した施設をその被災施設の旧位置に旧施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する工事、
又は、従前の効用や機能を回復する工事

対象とならないもの

① １か所の工事費が40万円未満のもの
② 過年災害によるもの
③ 経済効果が小さいもの
④ 対象外施設及び他の事業と重複するもの
⑤ 設計不備、施工粗漏等、維持管理不良に起因するもの
⑥ 他事業で施工中のもの　等


従前の土羽による畦畔の復旧


土水路をＵ字フリュームで復旧


地すべりにより原形復旧不適当なため区画を変更して復旧


木橋をＰＣ橋で復旧

4　災害復旧事業の流れ

○　災害復旧事業では、災害査定により復旧事業費を決定し、補助金を交付します。

○　被害拡大防止のために必要な場合や緊急に復旧すれば次の作付に間に合う場合には、災害査定の前に復旧工事に着手することが可能です。（査定前着工制度）

発災

災害報告

3週間以内が望ましい

復旧計画の樹立
（農家の意向確認）

災害復旧事業
計画概要書の提出
（査定設計書）

90日以内を目標とする

災害査定

・被災の事実の確認
・復旧工法・事業費の決定

（翌年1月末日）補助率の増高申請

（翌年３月）補助金の交付決定

復旧工事着工

◎査定前着工
（応急仮工事）

被害拡大防止のために必要な場合に仮設的な応急工事を実施



（事例）ため池堤体法面をブルーシートで養生

◎査定前着工（応急本工事）

緊急に復旧すれば次の作付に間に合う場合に農地等を復旧





（事例）洪水等により農地に堆積した土砂等を撤去することで、作付け可能な状態に復旧

復旧工事は、災害年も含め原則３か年度以内に完成

5　査定前着工制度

○　農地や水路等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、査定前着工制度の活用が可能です。

○　査定前着工には応急仮工事と応急本工事があります。応急仮工事は事業実施主体の判断で実施する仮設的な工事です。応急本工事は事前に都道府県及び農政局と打合せが必要となりますが、土砂の撤去等については、事業実施主体の判断で復旧工事に着手可能です。

発災

災害報告

復旧計画の樹立

災害復旧事業
計画概要書の提出
（査定設計書）

災害査定
・被災の事実の確認
・復旧工法・事業費の決定

◎応急仮工事
事業実施主体の判断で仮設的な応急工事を実施

◎応急本工事
最小限の資料により、都道府県、農政局と打合せ後に工事着工
（例外あり）

事前打合せ不要（事業実施主体の判断で着手可能）

・土砂等堆積物の撤去
・機械設備、電気設備の復旧（部品の交換等修繕に限る）
・農地畦畔の復旧（法面復旧を伴うものを除く）
・二次製品水路による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る）

※不明な点等がある場合には、都道府県、地方農政局等へ相談してください。

◎応急仮工事の事例


仮設水路を設置し、用水を確保


仮設ポンプを設置し、用水を確保

◎応急本工事の事例




農道や農地に堆積した土砂等の撤去




浸水した揚水機場の制御盤の部品を交換することによりポンプ機能を回復

6　小規模災害への対応

○　工事費40万円未満の小規模な箇所であっても各種事業債の活用により、国の支援を受けることが可能です。

工事費	事業主体	事業(債)概要・要件等	補助率/地方財政措置
合計 40万円以上	都道府県 市町村 等	**【災害復旧事業】** 複数の小規模被災をまとめて工事費40万円以上（※1）とすることで補助事業の活用が可能 	一般の災害復旧事業と同じ ※1　同一工種で150m以内の間隔で連続した被災箇所等であれば１箇所工事とし、工事費の合計40万円以上となることが要件
40万円未満	**市町村等の地方単独事業**で実施する場合	**【一般単独災害復旧事業債】** 全ての災害における農業用施設が対象 なお、農地復旧は、激甚災害で工事費40万円以上の場合にのみ一般単独災害復旧事業債が活用可能	起債充当率：65% 交付税算入率<基準財政需要額に算入>：47.5～85.5%［財政力により異なる］
13万円以上～ 40万円未満	市町村※2 ※2　農業者や農業者団体等が事業主体となり市町村が助成する場合も対象	**【農地等小災害復旧事業債】** 激甚災害における農地・農業用施設が対象 災害復旧事業及び小災害復旧事業の事業費の合計額が800万円を超える市町村が対象	激甚災害に係る災害復旧事業の地元負担額： 1戸当たり2万円未満：起債充当率 農地50% 施設65% 1戸当たり2万円以上：起債充当率 農地74% 施設80% 交付税算入率<基準財政需要額に算入>：100%
－ 活動組織の交付金の範囲内	多面的機能支払活動組織	**【多面的機能支払交付金】** ・　多面的機能支払交付金の活動組織は、地域共同で復旧活動に取り組むことが可能 ・　甚大な被災地域では、事業計画に定めた活動の実施が困難な場合、特例措置により、被災した農業用施設等の復旧に集中的に取り組むことが可能	○　多面的機能支払交付金における地方公共団体の負担については、災害対応に関わらず、普通交付税措置及び特別交付税措置が講じられている 被害状況   地域の共同活動による復旧

7　補助率の嵩上げの仕組み

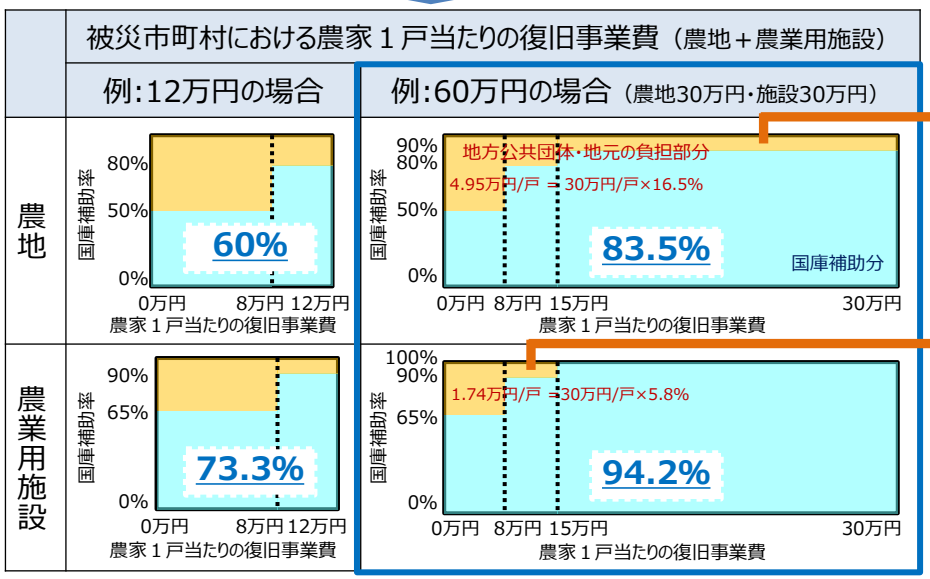
○ 災害復旧事業の基本補助率は、農地50%、農業用施設65%。
○ 農家負担軽減のため、農家１戸当たり復旧事業費に応じて高率補助を適用(市町村ごとに補助率を決定)。
○ 激甚災害に指定された場合は、農家１戸当たり負担額に応じて補助を嵩上げ。

通常災害時の国庫補助率

被災市町村における農家１戸当たりの復旧事業費の区分		国庫補助率	
		農地	農業用施設
～８万円の部分	基本補助率	50%	65%
８～15万円の部分	**１次高率**	**80%**	**90%**
15万円～の部分	**２次高率**	**90%**	**100%**

計算例

被災市町村における農家１戸当たりの復旧事業費（農地＋農業用施設）



※補助率増高申請を行う場合の関係耕作者の総数は、
農地にあっては１人以上、農業用施設にあっては２人以上としている。

激甚災害時の補助の嵩上げ

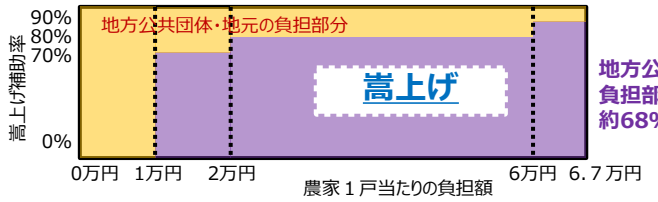
地方公共団体・地元の負担部分に対して国庫補助を追加実施

※ 激甚災害に係る農家１戸当たりの負担額が２万円以上の市町村を対象

被災市町村における農家１戸当たりの負担額の区分	嵩上げ補助率
～１万円の部分	0%
１～２万円の部分	**70%**
２～６万円の部分	**80%**
６万円～の部分	**90%**

計算例

被災市町村で農家１戸当たりの復旧事業費が60万円（農地30万円＋施設30万円）の場合は、農家１戸当たりの負担額が6.7万円（農地分4.95万円＋施設分1.74万円）となるため、



地方公共団体・地元の負担部分6.7万円/戸のうち約68%を嵩上げ補助

計算例の場合
通常災害の補助嵩上げ後 **農地：83.5%** **農業用施設：94.2%**
→ 激甚災害の補助嵩上げ後 **農地：94.7%** **農業用施設：98.1%**

8　国の負担と地方公共団体の実質的な負担

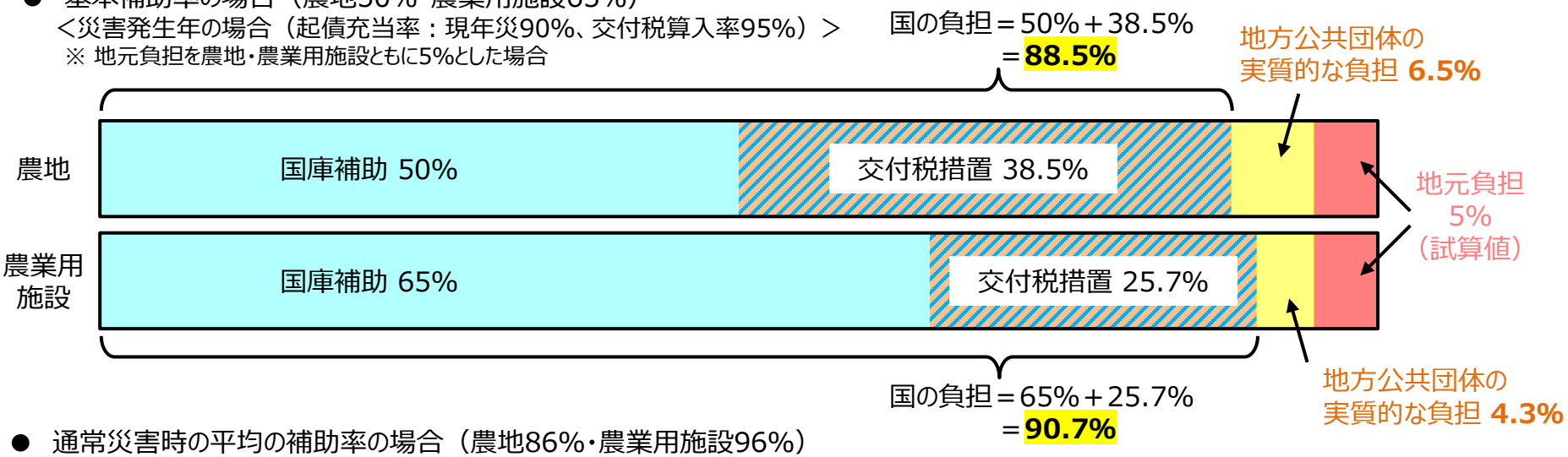
○　災害復旧事業の国庫補助に加え、地方公共団体が負担する分には地方交付税措置が講じられます。

○　これらにより、地方公共団体の実質的な負担が軽減されます。

● 基本補助率の場合（農地50%・農業用施設65%）

＜災害発生年の場合（起債充当率：現年災90%、交付税算入率95%）＞

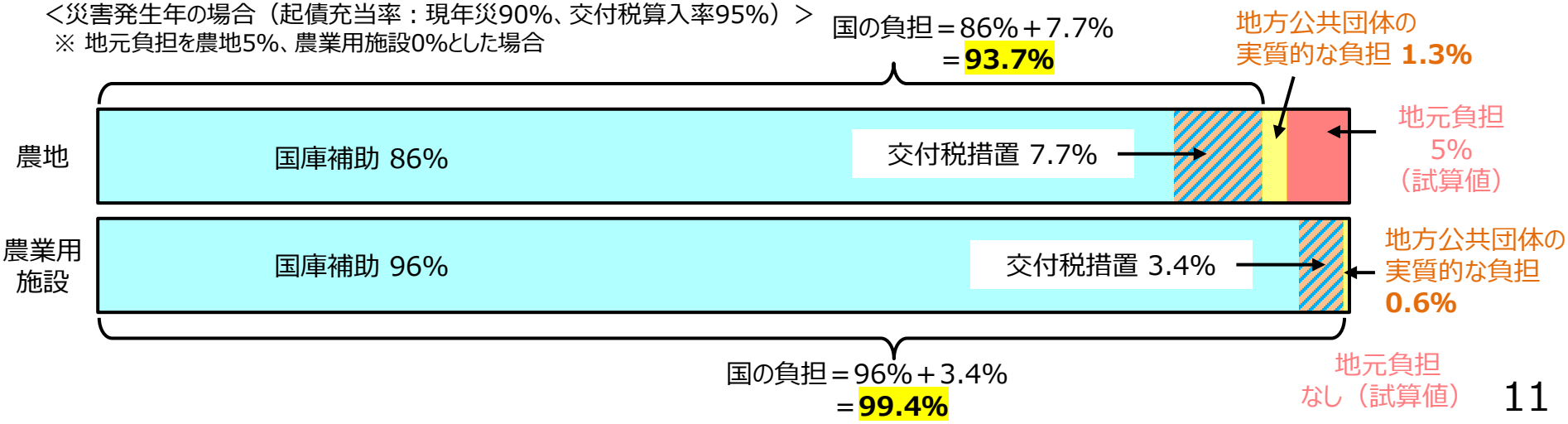
※ 地元負担を農地・農業用施設ともに5%とした場合



● 通常災害時の平均の補助率の場合（農地86%・農業用施設96%）

＜災害発生年の場合（起債充当率：現年災90%、交付税算入率95%）＞

※ 地元負担を農地5%、農業用施設0%とした場合



9　地方財政措置

○　災害復旧では、地方公共団体が負担する場合への地方財政措置が認められています。

（１）地方債

① 補助災害復旧事業債

災害復旧事業に対して、国庫補助残額を地方公共団体が負担する場合において、起債が認められます（復旧工事を実施するために直接必要な事務的経費※は事務費として取り扱うことで補助債の起債の対象となります）。

※　業務の実施体制や工事の監督体制を強化することが適当な場合にあって、工事監督の補助、工事や調査・測量・設計業務に係る調整等を外注を含む

	起債充当率		交付税算入率 ＜基準財政需要額に算入＞
	現年災	過年災	
農地・農業用施設	90%	80%	95%
海岸・地すべり防止施設	100%	90%	95%

② 一般単独災害復旧事業債

暫定法による補助を受けず、地方公共団体が事業主体となり実施する災害復旧事業について、起債が認められます。 次の場合に対象となります。

- 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
- 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象となっていない施設の災害復旧事業
- 被害が確認できなかった場合等により補助災害復旧事業の申請がなされなかった事業　等

なお、農地は、激甚災害に係る１箇所の工事費が40万円以上に限ります。

起債充当率	交付税算入率 ＜基準財政需要額に算入＞
65%	47.5～85.5% ［財政力により異なる］

③ 農地等小災害復旧事業債

激甚災害により、市町村が事業主体となって実施する災害復旧事業のうち、１箇所の工事費が13万円以上40万円未満のものについて、起債が認められます。

災害復旧事業及び小災害復旧事業の事業費の合計額が800万円を超える市町村が対象となります。

激甚災害に係る災害復旧事業の地元負担額	起債充当率		交付税算入率 ＜基準財政需要額に算入＞
	農地	施設	
１戸当たり２万円未満	50%	65%	100%
１戸当たり２万円以上	74%	80%	

（２）特別交付税

災害復旧事業を地方公共団体が行う場合、都道府県は事業費の１．５%が、市町村は３%が、国庫補助とは別に特別交付税として措置されます。

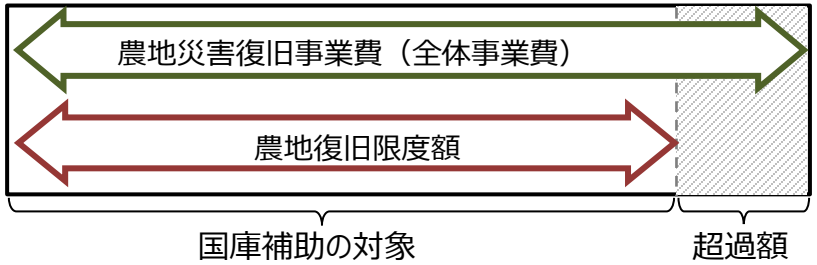
（参考）農地災害復旧事業の補助債の適用

○　農地の災害復旧事業においては、災害査定における申請額が農地復旧限度額を超過する場合がありますが、農地復旧限度額の超過額を含めた全体を実施することで復旧が完了することから、農地復旧限度額超過分を含めた全体事業費（査定要領（様式第１）査定票における申請事業費）が国庫補助基本額となります。

○　このため、国庫補助分の残額及び農地復旧限度額の超過額の一部または全部を地方公共団体が負担する場合、当該補助事業と同一の地方債（補助災害復旧事業債）の起債対象とすることができます。

■　農地復旧限度額

国庫補助の対象範囲
　災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用として算定する

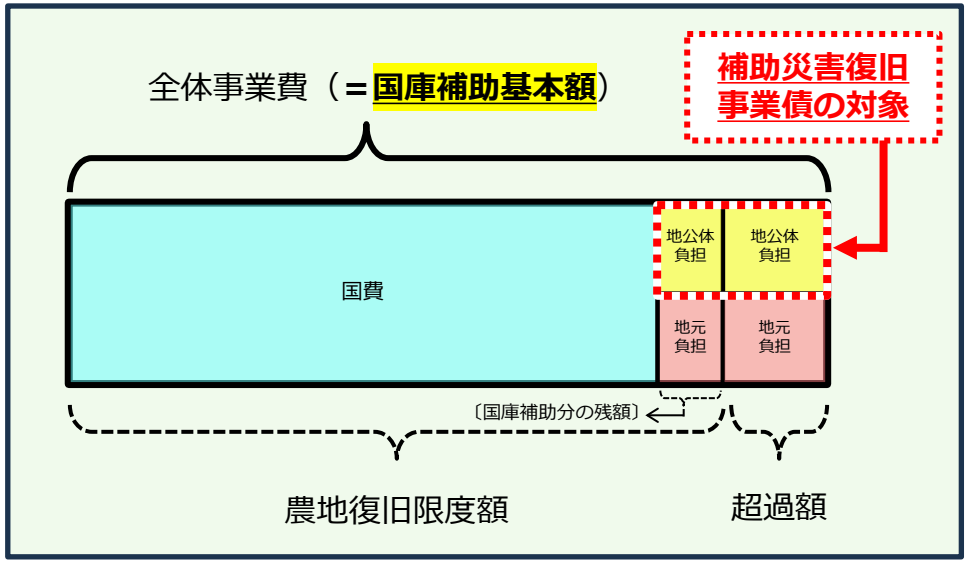


農地復旧限度額（千円）
＝　農地面積（ａ）$^{0.682}$ × 1,000 × Ｋ × 中山間地域補正

農地面積　：復旧すべき農地面積で影響範囲等を含む（単位：アール）
　Ｋ　　：換算係数（毎年度改訂（Ｒ８年度：1.610））
中山間地域補正：1.05

※ 中山間地域とは、農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域

■　地方債の考え方



令和７年度地方債同意等基準運用要綱　第一 協議等手続に関する事項
一　一般的事項
1　地方債の同意等額については、原則として、同意等基準において協議等手続が適用される事業区分の対象事業に係る「地方負担額」又は「起債対象事業費」に地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第20条第４項の規定に基づき定める令和７年度地方債充当率（令和７年総務省告示第137号）に掲げる充当率を乗じて得た額の範囲内の額とするものであること。
⑴　「地方負担額」とは、地方公共団体が施行する国庫補助負担事業において地方債を財源とすることができる経費であって補助要綱等に基づき算出した国庫支出金の対象事業費又は国庫補助基本額から国庫支出金（翌年度に交付される補助率差額見込額を除く。）、法令等に基づき国庫支出金に伴って交付することを義務付けられた市町村に対する都道府県支出金及び他団体負担金その他の控除すべき財源（以下「国庫支出金等」という。）を控除した額、又は、国直轄事業負担金の額から他団体負担金その他の控除すべき財源を控除した額にそれぞれ事業の実施に直接必要な事務的経費を加えた額をいうものであること。

10　災害復旧事業査定設計委託費等補助金

○　災害復旧工事を促進するため、地方公共団体等が災害復旧事業計画概要書（査定設計書）を作成するのに要した委託費等を補助します。

【補助対象】
地方公共団体等が災害復旧事業計画概要書（査定設計書）を作成するのに要した委託費等

※事業主体ごとの査定設計委託費等補助金の合計が、都道府県1,200万円、市町村等120万円以上等

災　害　発　生



初　動　対　応
- 被害状況の把握
- 査定前着工の実施



補助対象

復旧計画の樹立
- 調査、測量、試験又は設計
- 査定設計書作成



災　害　査　定



災害復旧工事の実施

【補助率】 国　１／２以内

【補助対象となる災害復旧事業】

1　激甚災害に指定された災害に係る災害復旧事業

下記のいずれかに該当すること。
①暫定法による国庫補助の増嵩を受ける事業主体
②事業主体ごとの農林水産施設又は公共土木施設の災害復旧事業費の総額が3,000万円以上※となる災害復旧事業

※公共土木施設の場合、都道府県にあっては45億円、市町村にあっては3,000万円（いずれも令和７年度の額）

2　農村振興局長が特に適当と認める災害復旧事業

○　復旧内容が高度な技術を要する災害復旧事業
- ため池及び頭首工を全面改修する箇所
- 地すべり対策工法を実施する箇所
- 橋梁に係る箇所
- 特殊工法※を実施する箇所

※補強土壁工法、補強アンカー工法、推進工法、PIP工法、ニューマチックケーソン工法及び類似する工法



○　例年より被災箇所が多い区域の災害復旧事業
- 当年の被災箇所数※1の合計が過去５か年の平均被災箇所数※1を超える申請者※2の区域において実施する災害復旧事業。
  ただし、３以上の地方公共団体等※3において災害時の相互応援に関する協定（災害時の人員及び資機材の配備に関するもの）を締結している市町村の区域に限る。

※1:激甚災害を除く
※2:土地改良区等団体においては市町村
※3:都道府県土地改良事業団体連合会を含む

11　改良復旧の取組事例

○　改良復旧とは、被災した農地・農業用施設の復旧に当たり、原形復旧とするだけではなく、再度災害の防止・生産性の向上等に向けた取組のことです。災害復旧事業による改良復旧、災害復旧事業と災害関連事業等を組み合わせることによる改良復旧があります。

原形復旧　（被災前の状況に復旧）

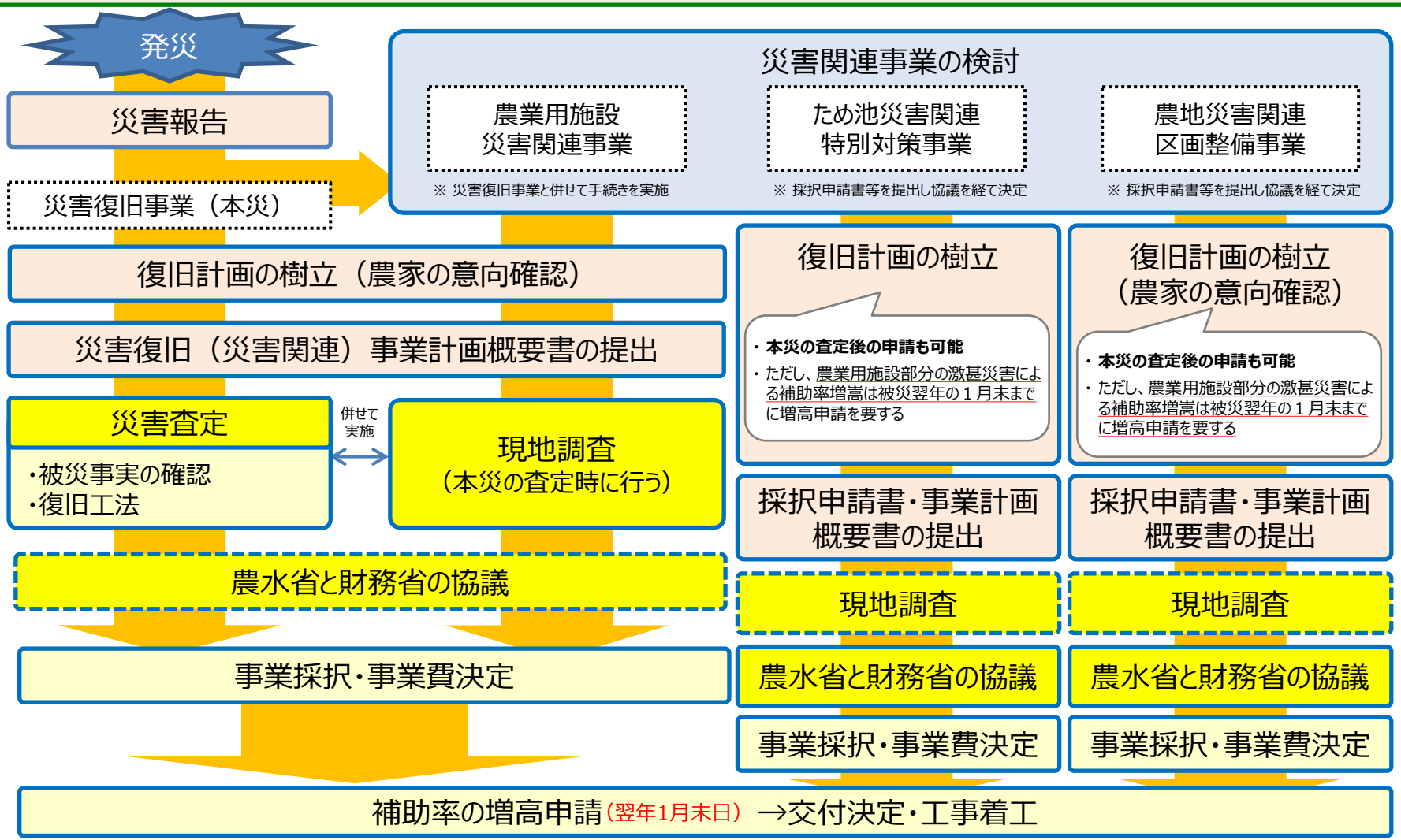
	農地の改良復旧の事例	農業用施設の改良復旧の事例
被災箇所の復旧 **（被災原因の除去を含む）** **①災害復旧事業** ※①補助率： （過去５か年平均） 農地　約86% 農業用施設　約95%	・農地の法面を擁壁で復旧 ・原形に戻せないほど大規模に被災した農地の区画整理	・土水路をｺﾝｸﾘｰﾄ水路で復旧 ・造成年代が古いため池を現在の基準により復旧 ・被災した洪水から守られるよう揚排水機場の電気設備のかさ上げや、防水扉、止水壁の設置、耐水性能を有するポンプへの更新等
再度災害防止のため、未被災箇所や、施設の改良を含めた復旧・整備 **①＋②災害関連事業** ※②補助率：50% ⇒施設は激甚法かさ上げあり	・再度災害防止のため、周辺農地（未被災）も含めた緩傾斜地化や区画整理等を実施	・ため池の再度災害防止のため、堤体復旧と併せて洪水吐き（未被災）の断面を拡大 ・再度災害防止のため、将来想定される洪水位までの揚排水機場の止水壁等のかさ上げ
生産性向上等のため、未被災箇所や、施設の改良を含めた復旧・整備 **①＋③既存土地改良事業等** ※③補助率：50%等	・生産性向上のため、周辺農地（未被災）も含めた区画整理を実施	・被災施設を復旧するとともに、近年の降雨状況の変化を考慮し、排水機場等の能力を向上

改良復旧（再度災害の防止・生産性の向上等）

改良復旧の事例・検討プロセスはこちらをご覧ください　➡　農地・農業用施設の改良復旧について（index-102.pdf）

（参考） 災害関連事業の採択の流れ

○ 農地・農業用施設が被災した際には、災害復旧と併せて再度災害防止等を図るため、災害関連事業の検討を行ってください。農業用施設災害関連事業は本災（災害復旧事業）と同時に災害査定等を実施します。農地災害関連区画整備事業は災害発生の翌年度以降の申請も可能です。



12　MAFF-SATの派遣

○　農村振興局では、農地・農業用施設等が被災した際、MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）として、被災自治体に職員をプッシュ型で派遣し、迅速な被害の把握や早期復旧を支援しています。

○活動内容

①初期情報収集



被災市町村から
被災状況の聞取り

②緊急概査



被害把握調査の支援

③技術支援



応急対策の技術指導



復旧方針へのアドバイス等

○能登半島地震・豪雨対応



被災自治体
との打合せ



農業用パイプライ
ンの被災状況調査



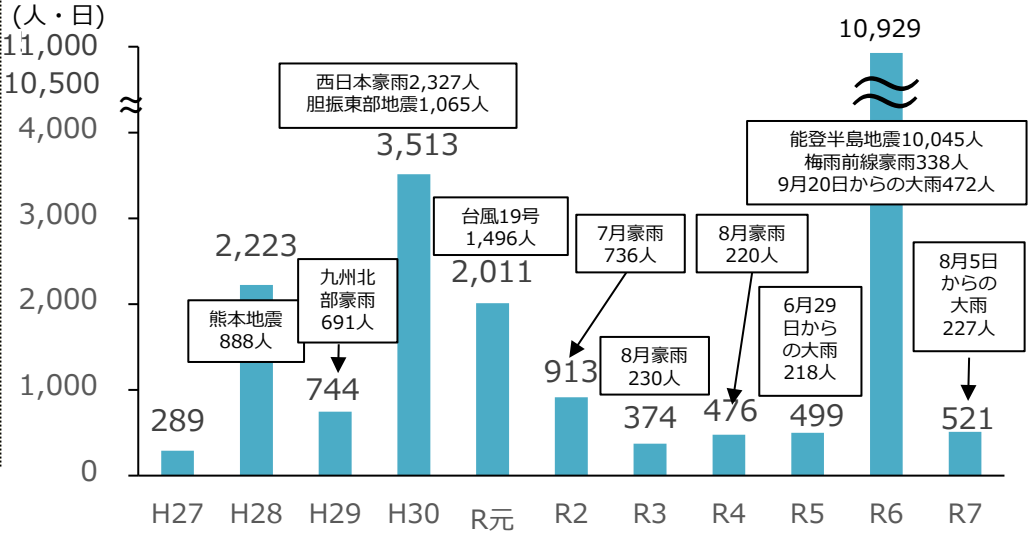
農業集落排水施設
の点検



排水用ポンプ車
の派遣

○MAFF-SAT※派遣人数の推移（R7.12時点）

※令和元年より呼び方が水土里災害派遣隊から変更



もっと詳しく知りたい方はこちらをご参照ください

- 災害復旧事業について
  ➡ https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/index.html

- 災害復旧の補助事業の申請方法や要件の詳細について
  ➡ https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/attach/pdf/index-83.pdf
  ➡ https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/hukkyuu_kaisetsu.html

- 査定前着工の詳細について
  ➡ https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/attach/pdf/index-59.pdf

- 改良復旧の事例・検討プロセスについて
  ➡ https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/attach/pdf/index-110.pdf

- 災害復旧事業査定設計委託費等補助金について
  ➡ https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/attach/pdf/index-8.pdf

- MAFF-SATの派遣について
  ➡ https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/attach/pdf/index-87.pdf